

桶川市道の駅整備事業 募集要項等 新旧対照表

令和4年6月10日

No.	資料名	該当項目		項目名	旧	新
		頁	項			
1	募集要項	4	2.(7) イ.(7)	特別目的会社の設立	優先交渉権者は、基本協定の定めるところにより、事業契約のうち、指定管理者基本協定を除く各契約の仮契約の締結予定期限までに、本事業の維持管理・運営業務の遂行のみを目的とする、	優先交渉権者は、基本協定の定めるところにより、 <b>令和6年4月1日までに</b> 、本事業の維持管理・運営業務の遂行のみを目的とする、
2	要求水準書	7	I. 3.3(3) 表4	道の駅道路標識 (圏央道敷地)	道の駅道路標識(圏央道敷地)の行 「他」部分の「整備」の列 ○(※5)	削除
3	要求水準書	7	I. 3.3(3) 表4	道の駅案内看板 (県道12号線)	「他」部分の「整備」の列 ○(※6)	「他」部分の「整備」の列 ○(※5)
4	要求水準書	7	I. 3.3(3) 表4	桶川市農業センター	「他」部分の「整備」の列 ○(※7)	「他」部分の「整備」の列 ○(※6)
5	要求水準書	7	I. 3.3(3) 表4	川田谷生涯学習センター	「他」部分の「整備」の列 ○(※8)	「他」部分の「整備」の列 ○(※7)
6	要求水準書	7	I. 3.3(3) 表4	仮通路(解体撤去)	「本敷地」部分の「整備」の列 ○(※9)	「本敷地」部分の「整備」の列 ○(※8)
7	要求水準書	36	Ⅲ. 2.3(2)	道の駅道路標識	①. 道の駅道路標識	削除
8	要求水準書	36	Ⅲ. 2.3(2) ①	道の駅案内看板	②. 道の駅案内看板 ・ 県の所有する県道12号線(川越栗橋線)の敷地において、登録案内要綱に定める道の駅のピクトグラム、本施設の名称、距離を付した案内看板を2か所設ける。	①. 道の駅案内看板 ・ 県の所有する県道12号線(川越栗橋線)の敷地において、登録案内要綱に定める道の駅のピクトグラム、本施設の名称、距離を付した案内看板を4か所程度設ける。
9	要求水準書	36	Ⅲ. 2.3(2) ②	農業センター敷地内道路	③. 農業センター敷地内道路	②. 農業センター敷地内道路
10	要求水準書	36	Ⅲ. 2.3(2) ③	生涯学習センターまでの通路	④. 生涯学習センターまでの通路	③. 生涯学習センターまでの通路
11	要求水準書	76	Ⅵ. 2.3 表25	生鮮品 1-f	「1-f 1-g」の行	【1-fに統一】 1-f. <b>事業者の仕入れ品のうち、桶川市外で生産された生鮮品</b>
12	要求水準書	76	Ⅵ. 2.3 表25	加工品・工芸品 2-h 2-i 2-j	「2-h 2-i 2-j」の行	【2-hに統一】 2-h. <b>上記以外の加工品・工芸品</b>
13	要求水準書	76	Ⅵ. 2.3 表25	最寄品 3-a 3-b	「3-a 3-b」の行	【3-aに統一】 3-a. <b>上記以外の事業者の仕入れ品で、地域住民の日常生活に必要となる商品</b>

No.	資料名	該当項目		項目名	旧	新
		頁	項			
14	要求水準書	76	VI. 2.3 表25	※		<p>【追記】</p> <p>※3 本事業における最寄品とは、一般的なスーパーマーケット等において取り扱う品目に相当する商品とし、詳細は、事業者の提案により定める。</p> <p>※4 「その他」に該当する商品には、例えば、いわゆる買回り品、専門品などが相当する。</p> <p>※5 作業の簡素化などを目的に、料率の下限値を満足する形で品目区分を集約することは差し支えない。ただし、「桶川市観光協会推奨品」及び「市内生産品」の販売状況が確認できるような商品管理を行うこと。</p> <p>※6 品目区分が複数設定できる商品については、より低い料率の区分に含めて良い。</p>
15	審査基準書	4～7	7.(2)イ	技術評価	<p>「①事業全体」の「様式No.」の列</p> <p>「②施設整備」の「様式No.」の列</p> <p>「③維持管理」の「様式No.」の列</p> <p>「④開業準備」の「様式No.」の列</p> <p>「⑤運営」の「様式No.」の列</p> <p>「⑥提案事項」の「様式No.」の列</p>	<p>【追記】</p> <p>様式No.の不足箇所の追記</p>
16	様式集		様式IV-4-2	維持管理運営SPCの事業収支計画	「経常損益」の「営業損益」の「営業収益 計」の「サービス購入型事業の収入計」の「利用料金（ドッグラン）」の行	削除
17	様式集		様式IV-4-6	対価C（運営業務）内訳書	C-2. 運営業務費（税別） 「1. 物販施設運営業務費」の行 「2. 飲食施設運営業務費」の行 「10. 総務業務に係る費用」の行	C-2. 運営業務費（税別） 「1. 物販施設運営業務費」の行 独立採算事業のため削除 「2. 飲食施設運営業務費」の行 独立採算事業のため削除 「10. 総務業務に係る費用」の行 重複のため削除
18	様式集		様式IV-4-6	対価C（運営業務）内訳書	C-3. 光熱水費（税別） —	<p>【追記】</p> <p>C-3. 光熱水費（税別）</p> <p>※1 光熱水費の提案年間使用量は、1年次（令和6年度）の数量を除いた年間使用量としてください。</p> <p>※2 光熱水費の1年次（令和6年度）分は令和7年2月1日～令和7年3月31日までの金額を算定するものとし、2年次（令和7年度）に合算して計上してください。</p>
19	様式集		様式IV-9-6	1-b. 物販施設の提案納付料率と想定納付額	「生鮮品」の「1-f 1-g」の行 「加工品・工芸品」の「2-h 2-i 2-j」の行 「最寄品」の「3-a 3-b」の行	要求水準書P76（VI. 2.3表25）の修正に伴う様式の修正
20	様式集		様式IV-9-6	3. イベントスペース	「ドッグラン」の行	削除
21	様式集		様式IV-9-6	4. 自動販売機	「4-a.自動販売機設置に係る行政財産の使用料」の「事業者の提案（税別）」の「①条例に定める使用料」の「数量」	「4-a.自動販売機設置に係る行政財産の使用料」の「事業者の提案（税別）」の「①条例に定める使用料」の「円」
22	基本協定書（案）	1	第1条(1)	定義	「維持管理運営SPC」とは、本基本協定に基づき出資企業により設立される、市と本事業に関する事業契約を締結する特別目的会社をいう。	「維持管理運営SPC」とは、本基本協定に基づき出資企業により設立される、市と本事業に関する事業契約のうち、本条(5)③.に示す指定管理者基本協定を締結する特別目的会社をいう。

No.	資料名	該当項目		項目名	旧	新
		頁	項			
23	基本協定書 (案)		別紙4	業務委託・請負 企業一覧・契約 締結期限	「設計業務 建設業務 工事監理業務 開業準備業務」の「契約締結期限」の列 令和5年10月頃(仮契約)	「設計業務 建設業務 工事監理業務 開業準備業務」の「契約締結期限」の列 令和4年10月頃(仮契約)
24	基本契約書 (案)	1	第3条 第1項	事業日程	本事業の事業日程については、別紙2に示す。ただし、基本契約、設計工事請負 契約	本事業の事業日程については、別紙2に示す。 <u>(以降は削除)</u>
25	基本契約書 (案)	2	第5条 第1項	当事者が締結す べき契約	市と設計企業、工事監理企業、▲▲共同企業体は、基本契約の仮契約締結と合わ せて、募集要項等、基本協定及び基本契約に基づき、設計建設工事請負契約を仮 契約として締結する。この各仮契約は、桶川市議会において議決を得られたとき に本契約の効力が発生するものとする。 〔注〕 建設企業が1社の場合においては、上記は「市と設計企業、工事監理企業、建設 企業は、」とする。 建設企業が設計等業務も行う場合で、かつ、建設企業が複数で共同企業体を結成 する場合においては、上記は、「市と工事監理企業、▲▲共同企業体は、」とす る。	市と設計企業、工事監理企業、▲▲共同企業体、及び開業準備企業は、基本契約 の仮契約締結と合わせて、募集要項等、基本協定及び基本契約に基づき、設計建 設工事請負契約を仮契約として締結する。この各仮契約は、桶川市議会において 議決を得られたときに本契約の効力が発生するものとする。 〔注〕 建設企業が1社の場合においては、上記は「市と設計企業、工事監理企業、建設 企業及び開業準備企業は、」とする。 建設企業が設計等業務も行う場合で、かつ、建設企業が複数で共同企業体を結成 する場合においては、上記は、「市と工事監理企業、▲▲共同企業体及び開業準 備企業は、」とする。
26	基本契約書 (案)	5	第14条 第1項	市の解除権	市は、構成企業が以下の各号のいずれかに該当するとき、・・・ 二 構成企業が、次のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 本事業に関し、構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下独占禁止法という。)第3条の規定に違反し、 又は構成企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に 違反したことにより、公正取引委員会が構成企業に対し、独占禁止法第7条の 2・・・ (2) 本事業に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定 に基づく排除措置命令(これらの命令が構成企業又は構成企業が構成事業者であ る事業者団体 (4) 本事業に関して、構成企業又はその役員若しくは使用人が刑法・・・ 三 構成企業が募集要項に定める以下の参加資格要件を欠く事態となったとき。 (1) (1) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。	市は、構成企業及び維持管理運営SPCが以下の各号のいずれかに該当すると き、・・・ 二 構成企業及び維持管理運営SPCが、次のいずれかに該当することとなったと き。 (1) 本事業に関し、構成企業及び維持管理運営SPCが私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下独占禁止法という。)第3 条の規定に違反し、又は構成企業及び維持管理運営SPCが構成事業者である事業者 団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が 構成企業及び維持管理運営SPCに対し、独占禁止法第7条の2・・・ (2) 本事業に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に 基づく排除措置命令(これらの命令が構成企業及び維持管理運営SPC又は構成企業 が構成事業者である事業者団体 (4) 本事業に関して、構成企業及び維持管理運営SPC又はその役員若しくは使用人 が刑法・・・ 三 構成企業及び維持管理運営SPCが募集要項に定める以下の参加資格要件を欠く 事態となったとき。 (1) <u>削除</u> (1) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
27	基本契約書 (案)	5	第14条 第2項	市の解除権	前項第一号、同項第三号から第五号のいずれかの規定により基本契約が解除され た場合は、選定事業者は市に対して、当該解除が本契約の効力発生日から市施設 の市への引渡しまでに行われた場合には設計建設工事請負契約の契約金額(消費 税及び地方消費税を含む)の合計額の10%に相当する金額を、当該解除が市引渡 し後維持管理・運営終了日までの間に行われた場合には当該解除日の属する年度 の指定管理者基本協定における指定管理料(業務委託料を含む)の年間分に相 当する金額の10%に相当する金額を違約金として、市の指定する期間内に支払 わなければならない。	前項第一号、同項第三号から第五号のいずれかの規定により基本契約が解除され た場合は、選定事業者は市に対して、当該解除が本契約の効力発生日から市施設 の市への引渡しまでに行われた場合には設計建設工事請負契約の契約金額(消費 税及び地方消費税を含む)の合計額の10%に相当する金額を、当該解除が市引渡 し後維持管理・運営終了日までの間に行われた場合には当該解除日の属する年度 の指定管理者基本協定における指定管理料(業務委託料を含む(消費税及び地方 消費税を含む))の年間分に相当する金額の10%に相当する金額を違約金と して、市の指定する期間内に支払わなければならない。

No.	資料名	該当項目		項目名	旧	新
		頁	項			
28	基本契約書 (案)	別紙3	第1章 1.1 表1	サービス対価の 構成	「運営業務の対価：対価C」の「<運営業務>」の列 ・ 物販施設運営業務に要する費用 ・ 飲食施設運営業務に要する費用	「運営業務の対価：対価C」の「<運営業務>」の列 ・ 削除 ・ 削除
29	基本契約書 (案)	別紙3	第2章 2.3.3 (1)	対価C-3 (光熱 水費)	—	【追記】 なお、初年度は、本施設の引渡し日 (令和7年2月1日を予定) から、開業日 (令和7年3月31日を予定) までの日数を90日で除した率に、毎期の対価C-3の支払額を乗じた額を支払う。
30	基本契約書 (案)	別紙3	第3章 3.2(4)表3	対価B、対価C- 1、対価C-2の改 定に用いる物価 指数	「対価C-1 対価C-2」の「業務」の列 ・ 物販施設運営業務 ・ 物販施設運営業務	「対価C-1 対価C-2」の「業務」の列 ・ 削除 ・ 削除
31	指定管理者基本 協定書兼維持管 理業務委託契約 書 (案)	3	第8条の2	契約の保証	—	【追記】 (契約の保証) 第8条の2 乙は、維持管理業務委託契約の締結と同時に、維持管理業務に係る部分について、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証 (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、委託金額の10分の1以上としなければならない。 3 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第33条(2)に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。